

東京療育ネットワーク設置要綱

第1条 東京都等における療育体制の充実を図るため、さまざまな問題を検討し、参加施設が療育に関する情報を共有し連携を深めるため、東京療育ネットワークを設置する。

(所掌事項)

第2条 東京療育ネットワークは、次の各号に掲げる事項について、協議を行う。

- (1) 療育に係わる情報の共有化に関すること。
- (2) 療育に係わる関係機関の連携・協力による取り組みに関すること。
- (3) 療育体制を充実させるため行政へ働きかけること。
- (4) 療育問題に対する啓発を行うこと。
- (5) その他

(構成)

第3条 東京療育ネットワークは、当会の目的に賛同する施設の代表者または実務者で構成する。

(入会)

第4条 東京都等における療育施設、医療施設における代表者または実務者で当会の目的に賛同する者は、希望により入会することができる。なお、旧多摩療育連絡会会員は、ひきつづき東京療育ネットワーク会員となる。

(会議)

第5条 東京療育ネットワークは例会として1、4、7、10月の年4回開催する。必要に応じ臨時会を開催する。

(個人情報保護)

第6条 東京療育ネットワークの構成員は、会議及びその活動を通じて知りえた個人情報について取扱に十分配慮すること。

(事務局)

第7条 連絡会の庶務事務は、都立小児総合医療センター事務局医事課医療連携係で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、東京療育ネットワークの運営に関し必要な事項は、事務局が会議に諮り決定する。

附則

この要綱は、平成20年7月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年1月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。